

○違反者講習における社会参加活動実施要領の制定について

(平成10年 9 月30日 例規第35号)

[沿革] 平成20年11月 例規第45号、31年 4 月第23号、令和元年 6 月第28号、3 年 1 月第 1 号改正

別記のとおり制定し、平成10年10月 1 日から実施することとしたので適切に運用されたい。

別記

違反者講習における社会参加活動実施要領

第 1 趣旨

この要領は、運転者等の講習に関する規程（平成 2 年 8 月奈良県公安委員会規程第 3 号。以下「規程」という。）第62条の17の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2 第 1 項第13号及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項に定める講習（以下「違反者講習」という。）の講習内容のうち、社会参加活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の意義

この要領において「社会参加活動」とは、違反者講習において、当該講習の受講者が、その意思に基づき講習の内容として選択することのできる活動であって、運転者としての資質の向上に資し、地域における交通の安全と円滑に寄与する無報酬の奉仕活動をいう。

第 3 社会参加活動の内容

社会参加活動の具体的な内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交差点、横断歩道等における歩行者の安全通行のための通行補助誘導
- (2) 交通安全の呼び掛け、交通安全チラシの配布等の広報啓発
- (3) 交通安全チラシ、ポスター等の作成
- (4) 通学路の点検等道路上の危険個所の点検
- (5) カーブミラー、標識、道路等の清掃
- (6) 放置自転車の整理、撤去の補助
- (7) 放置駐車車両に対する警告書のはり付け
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、運転者の資質の向上に資するもの

第 4 社会参加活動団体の承認

- 1 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、規程第 3 条第 1 項の規定に基づき違反者講習の委託を受けた者（以下「違反者講習受託機関」という。）が、他の団体に社会参加活動の実施を依頼しようとするときは、社会参加活動実

施団体承認申請書（別記様式第1）を提出させるものとする。

2 運転免許課長は、1の申請があった場合において、申請のあった団体が次に掲げる事項のいずれにも該当し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人その他の団体で、社会参加活動を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有していること。

(2) 社会参加活動の受講希望者を容易に受け入れられる体制を有していること。

第5 社会参加活動の実施方法等

1 社会参加活動の実施方法

社会参加活動は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 事前体験コース

指定した講習日に、違反者講習受託機関又は第4に定めるところにより承認を受けた団体（以下「社会参加活動実施団体」という。）の指導の下に社会参加活動を体験させた上で、別に指定した講習日に講義等の講習を行う。

(2) 当日体験コース

指定した講習日の当日に、講義等の講習を行うとともに、違反者講習受託機関の講習指導員の指導の下に社会参加活動を体験させる。

2 社会参加活動の活動時間

社会参加活動として活動させる時間は、事前の指示説明及び活動場所への移動時間を含めて2時間30分とする。

3 社会参加活動における人員編成

社会参加活動は、おおむね9人以下の範囲内において、活動場所、活動内容、指導方法等を勘案して実施するものとする。

4 社会参加活動場所への移動

社会参加活動場所への移動は、受講者が自ら行うものとする。ただし、必要に応じて違反者講習受託機関又は社会参加活動実施団体において準備したマイクロバス等により、受講者を移動させることができる。

5 社会参加活動実施の手続

(1) 運転免許課長は、違反者講習通知書に社会参加活動を含む講習を選択する場合の手続について記載した書面を添付するものとする。

(2) 事前体験コースの選択は予約制により日時を指定して行うものとし、受講者からの予約の受付及び社会参加活動実施団体に依頼して行う場合の当該団体との連絡調整は、違反者講習受託機関が行うものとする。

(3) 当日体験コースの選択は、指定した講習日の当日、受講者からの申出により、

違反者講習受託機関が受け付けるものとする。

第6 社会参加活動実施の確認方法

社会参加活動の実施結果の確認は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 事前体験コースのうち、社会参加活動実施団体による社会参加活動を実施した者については、当該社会参加活動実施団体が受講者に交付する社会参加活動終了証明書（別記様式第2）によるものとする。
- (2) 事前体験コースのうち違反者講習受託機関による社会参加活動を実施した者及び当日体験コースを終了した者については、違反者講習受託機関が作成する受講者名簿によるものとする。

第7 社会参加活動の実施計画の策定等

- 1 違反者講習受託機関は、おおむね次に掲げる基準に従い、社会参加活動実施計画を策定し、その計画的な実施に努めるものとする。

区 分	社会参加活動の講習日の数	社会参加活動の実施場所	社会参加活動の内容の種類
事前体験コース	講義を行う講習日までに2回以上	原則として受講者の住所地を管轄する警察署の管内	2種類以上
当日体験コース	1月に2回以上	原則として奈良県安全運転学校の周辺	2種類以上

- 2 違反者講習受託機関は、社会参加活動実施計画を策定したときは、運転免許課長に報告するものとする。

第8 保険契約の締結

違反者講習受託機関は、受講者の社会参加活動実施中における各種事故の発生に備えて、社会参加活動について保険契約を締結しておくものとする。

別記様式第 1 （第 4 関係）

社会参加活動実施団体承認申請書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 団 体 名 氏 名 代 表 者 次の団体について違反者講習に係る社会参加活動の受入団体として承認されるよう申請します。		
名 称		
代 表 者 の 氏 名		
設 立 年 月 日		
団体の組織及び 事業内容		
実 施 可 能 な 社 会 参 加 活 動 の 内 容 等	活 動 の 内 容	
	活 動 の 場 所	
	受 入 れ 可 能 人 員	
	受 入 れ 可 能 時 期	
	指 導 担 当 者 及 び 連 絡 先	職 名 氏 名 生 年 月 日 電 話
	そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2（第 6 関係）

社会参加活動終了証明書 住 所 氏 名 年 月 日生 上記の者は、次のとおり社会参加活動を終了したことを証明します。 年 月 日 団 体 名 代 表 者 氏 名 印	
社会参加活動 実施日時	
社会参加活動 実施場所	
社会参加活動 の内容	
指導担当者名	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。